特集１　20年を振り返って

第１　主な業務の概況

第２　法テラスに関わってこられた方々のインタビュー

第３　「法テラスビジョン 2035」の策定

１　ビジョン策定経緯

２　各ビジョンの趣旨について

３　ビジョンロゴ

特集２　犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の創設について

第１　新制度の創設

第２　新制度創設の背景

第３　新制度開始までの経緯

第４　制度概要

１　従来の制度（民事法律扶助、日弁連委託援助）からの変化

２　新制度の概要

第５　制度周知について

第６　まとめ

（注）画像及び写真の無断使用・転載・複写等を禁止します。

特集 1　20年を振り返って

第１　主な業務の概況

平成１８年度以降の各事業年度における業務の概況は次のとおりである。

業　務		平成18年度（10月～3月）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
情報提供業務						
	サポートダイヤル問合せ件数（電話）	127,951件	214,885件	271,610件	377,267件	350,654件
	サポートダイヤル問合せ件数（メール）	790件	5,842件	16,287件	24,574件	19,470件
	サポートダイヤル問合せ件数（合計）	128,741件	220,727件	287,897件	401,841件	370,124件
	地方事務所問合せ件数 (注1)	－	－	188,661件	247,172件	234,614件
民事法律扶助業務						
	法律相談援助件数	64,837件	147,430件	179,546件	237,306件	256,719件
	代理援助開始決定件数	32,768件	68,910件	80,442件	101,222件	110,217件
	書類作成援助開始決定件数	2,024件	4,197件	5,101件	6,769件	7,366件
	契約弁護士数 (注2)	8,523人	10,318人	11,802人	13,401人	15,037人
	契約司法書士数 (注2)	3,463人	4,174人	4,670人	5,090人	5,617人
国選弁護等関連業務						
	被疑者国選弁護事件受理件数	3,436件	6,775件	7,415件	61,857件	70,917件
	被告人国選弁護事件受理件数	37,717件	71,305件	69,756件	74,658件	69,634件
	国選弁護人契約弁護士数	10,733人	13,427人	15,556人	17,620人	19,566人
	国選付添事件受理件数 (注3)	－	210件	533件	552件	423件
	国選付添人契約弁護士数 (注3)	－	2,922人	4,473人	5,675人	6,564人
常勤弁護士に関する業務						
	常勤弁護士の配置数	24人	96人	151人	200人	217人
	司法過疎地域事務所の設置数	6か所	15か所	22か所	26か所	29か所
犯罪被害者支援業務						
	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	3,679件	6,296件	8,541件	10,429件	10,482件
	地方事務所問合せ件数	715件	8,301件	11,403件	15,616件	14,089件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	97件	590件	696件	898件	929件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	1,135人	1,185人	1,570人	1,839人	2,028人
	国選被害者参加弁護士選定請求件数 (注4)	－	－	29件	204件	231件
	被害者参加弁護士契約弁護士数 (注4)	－	－	1,844人	2,219人	2,476人
受託業務						
	中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数 (注5)	－	0件	10件	5件	2件
	日本弁護士連合会委託援助業務申込件数 (注5)	－	7,194件	18,816件	18,164件	17,587件

（注1）平成19年度以前は、地方事務所で使用していた情報提供システムが異なっており、正確な集計比較が難しいため、地方事務所についての統計は平成20年度から掲載している。
（注2）平成28年度以前は、契約弁護士数は「受任予定契約弁護士数」、契約司法書士数は「受託予定契約司法書士数」である。
（注3）国選付添関連業務は平成19年11月開始
（注4）被害者国選弁護関連業務は平成20年12月開始
（注5）中国･サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務は平成19年4月から、日本弁護士連合会委託援助業務は平成19年10月からそれぞれ開始

業　務		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
情報提供業務						
	サポートダイヤル問合せ件数（電話）	321,781件	308,825件	298,889件	307,756件	295,600件
	サポートダイヤル問合せ件数（メール）	17,553件	18,934件	14,599件	22,982件	22,920件
	サポートダイヤル問合せ件数（合計）	339,334件	327,759件	313,488件	330,738件	318,520件
	地方事務所問合せ件数	198,963件	210,432件	209,093件	198,692件	202,987件
民事法律扶助業務						
	法律相談援助件数	280,389件	271,554件	273,594件	282,369件	286,602件
	代理援助開始決定件数	103,751件	105,019件	104,489件	103,214件	107,358件
	書類作成援助開始決定件数	6,164件	5,441件	4,620件	3,982件	3,993件
	契約弁護士数	16,570人	17,863人	19,159人	20,176人	21,033人
	契約司法書士数	6,065人	6,355人	6,714人	6,897人	7,128人
国選弁護等関連業務						
	被疑者国選弁護事件受理件数	73,209件	73,664件	72,118件	70,939件	70,393件
	被告人国選弁護事件受理件数	67,374件	63,695件	60,269件	59,816件	59,504件
	国選弁護人契約弁護士数	21,259人	22,550人	24,055人	25,218人	26,370人
	国選付添事件受理件数	469件	419件	445件	2,955件	3,698件
	国選付添人契約弁護士数	7,701人	8,703人	9,637人	12,512人	13,409人
常勤弁護士に関する業務						
	常勤弁護士の配置数	220人	239人	246人	252人	250人
	司法過疎地域事務所の設置数	31か所	32か所	33か所	34か所	35か所
犯罪被害者支援業務						
	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	9,780件	11,048件	11,321件	13,137件	13,056件
	地方事務所問合せ件数	13,096件	15,582件	14,081件	12,695件	13,380件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	877件	1,013件	1,330件	1,491件	1,603件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	2,364人	2,454人	2,705人	3,008人	3,441人
	国選被害者参加弁護士選定請求件数	282件	302件	383件	451件	521件
	被害者参加弁護士契約弁護士数	3,014人	3,335人	3,700人	4,122人	4,449人
震災法律援助業務(注6)						
	震災法律相談援助件数	－	42,981件	48,418件	51,542件	54,575件
	震災代理援助開始決定件数	－	2,699件	2,267件	1,802件	2,126件
	震災書類作成援助開始決定件数	－	8件	13件	9件	43件
	震災法律援助契約弁護士数	－	2,387人	2,681人	3,173人	3,043人
	震災法律援助契約司法書士数	－	1,017人	1,124人	1,168人	1,192人
受託業務						
	中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数	10件	5件	4件	0件	0件
	日本弁護士連合会委託援助業務申込件数	19,826件	23,160件	25,313件	24,096件	22,316件

(注6)東日本大震災を受けて制定された法テラス特例法に基づき、平成24年4月に開始

業　務	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
情報提供業務					
サポートダイヤル問合せ件数（電話）	322,595件	305,130件	322,150件	345,623件	291,194件
サポートダイヤル問合せ件数（メール）	27,004件	34,214件	40,559件	49,477件	58,339件
サポートダイヤル問合せ件数（合計）	349,599件	339,344件	362,709件	395,100件	349,533件
地方事務所問合せ件数	204,837件	196,135件	206,269件	200,333件	202,211件
民事法律扶助業務					
法律相談援助件数	298,220件	302,410件	314,614件	315,085件	290,860件
代理援助開始決定件数	108,583件	114,770件	115,830件	112,237件	105,630件
書類作成援助開始決定件数	3,877件	4,278件	3,522件	3,309件	3,476件
契約弁護士数	21,885人	22,346人	23,371人	23,740人	24,028人
契約司法書士数	7,193人	7,294人	7,440人	7,453人	7,500人
国選弁護等関連業務					
被疑者国選弁護事件受理件数	66,579件	63,839件	78,780件	80,145件	76,073件
被告人国選弁護事件受理件数	56,388件	53,655件	53,862件	53,010件	50,076件
国選弁護人契約弁護士数	27,667人	28,585人	29,297人	30,160人	30,897人
国選付添事件受理件数	3,427件	3,417件	3,489件	3,325件	2,941件
国選付添人契約弁護士数	14,272人	14,867人	15,177人	15,501人	15,886人
常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	232人	215人	198人	201人	194人
司法過疎地域事務所の設置数	35か所	35か所	35か所	34か所	34か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	12,014件	13,461件	15,145件	15,343件	14,309件
地方事務所問合せ件数	13,825件	12,717件	14,035件	11,262件	10,768件
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	1,677件	1,705件	1,795件	1,355件	1,252件
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	3,663人	3,736人	3,723人	3,781人	3,869人
DV等被害者法律相談援助件数 (注7)	－	141件	809件	832件	983件
DV等被害者援助弁護士数 (注7)	－	1,716人	1,882人	1,953人	2,097人
国選被害者参加弁護士選定請求件数	511件	561件	635件	595件	691件
被害者参加弁護士契約弁護士数	4,709人	5,038人	5,250人	5,440人	5,570人
震災法律援助業務					
震災法律相談援助件数	52,995件	53,433件	54,765件	50,944件	47,101件
震災代理援助開始決定件数	471件	219件	216件	100件	678件
震災書類作成援助開始決定件数	31件	29件	0件	36件	4件
震災法律援助契約弁護士数	3,134人	3,197人	3,231人	3,259人	3,260人
震災法律援助契約司法書士数	1,205人	1,224人	1,219人	1,236人	1,237人
受託業務					
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数 (注8)	0件	1件	0件	0件	－
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数	22,444件	22,206件	15,158件	12,374件	10,688件

(注7)ＤＶ等被害者法律相談援助は平成30年１月24日開始
(注8)中国･サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務は令和２年３月末で終了

業　務		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報提供業務						
	サポートダイヤル問合せ件数（電話）	317,999件	328,525件	345,812件	355,317件	397,618件
	サポートダイヤル問合せ件数（メール）	59,754件	71,287件	73,591件	62,099件	38,276件
	サポートダイヤル問合せ件数（有人チャット）(注9)	－	－	－	515件	6,558件
	サポートダイヤル問合せ件数（合計）	377,753件	399,812件	419,403件	417,931件	442,452件
	地方事務所問合せ件数	216,639件	226,110件	217,037件	210,600件	246,939件
	チャットボット利用件数 (注10)	－	－	－	30,732件	117,088件
民事法律扶助業務						
	法律相談援助件数	312,770件	309,762件	312,146件	299,899件	307,136件
	代理援助開始決定件数	103,478件	101,594件	105,076件	102,754件	110,821件
	書類作成援助開始決定件数	3,393件	3,258件	3,526件	3,423件	4,045件
	契約弁護士数	24,056人	24,293人	24,418人	24,408人	24,362人
	契約司法書士数	7,525人	7,555人	7,571人	7,566人	7,598人
国選弁護等関連業務						
	被疑者国選弁護事件受理件数	72,308件	73,775件	80,514件	81,893件	85,628件
	被告人国選弁護事件受理件数	46,594件	44,046件	47,365件	50,664件	51,983件
	国選弁護人契約弁護士数	30,950人	31,958人	32,274人	32,049人	32,608人
	国選付添事件受理件数	2,604件	2,996件	3,631件	3,952件	4,674件
	国選付添人契約弁護士数	15,909人	16,353人	16,500人	16,348人	16,493人
常勤弁護士に関する業務						
	常勤弁護士の配置数	183人	204人	205人	190人	190人
	司法過疎地域事務所の設置数	34か所	34か所	34か所	34か所	34か所
犯罪被害者支援業務						
	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	15,908件	20,889件	23,363件	23,155件	31,640件
	地方事務所問合せ件数	12,108件	14,644件	15,481件	14,252件	15,671件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	1,181件	1,529件	2,516件	2,711件	3,717件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	3,925人	3,963人	4,019人	4,073人	4,095人
	DV等被害者法律相談援助件数	972件	1,292件	1,570件	1,758件	2,382件
	DV等被害者援助弁護士数	2,198人	2,263件	2,333件	2,382件	2,441人
	国選被害者参加弁護士選定請求件数	661件	691件	726件	805件	855件
	被害者参加弁護士契約弁護士数	5,631人	5,756人	5,837人	5,897人	5,991人
	犯罪被害者等法律相談援助件数 (注11)	－	－	－	－	93件
	犯罪被害者等代理援助件数 (注11)	－	－	－	－	51件
	犯罪被害者等法律援助契約弁護士数 (注11)	－	－	－	－	1,362人
震災法律援助業務 (注12)						
	震災法律相談援助件数	490件	0件	0件	0件	0件
	震災代理援助開始決定件数	786件	496件	617件	5件	0件
	震災書類作成援助開始決定件数	1件	0件	0件	0件	0件
	震災法律援助契約弁護士数	3,217人	3,174人	3,160人	3,114人	3,052人
	震災法律援助契約司法書士数	1,225人	1,190人	1,164人	1,146人	1,109人
受託業務						
	日本弁護士連合会委託援助業務申込件数	10,364件	10,898件	12,160件	12,506件	13,006件

（注9）有人チャットによる情報提供は令和6年8月開始　（注10）チャットボットによる情報提供は令和6年5月開始
（注11）犯罪被害者等法律相談援助及び犯罪被害者等代理援助は令和8年1月13日開始
（注12）震災法律援助業務は、法テラス震災特例法の失効に伴い、令和3年3月末で新規申込受付を終了。令和3年度以降の震災法律相談援助の件数は、失効前に援助申込みがなされ令和3年4月以降に実施された件数、震災代理援助及び震災書類作成援助の件数は、震災代理援助・震災書類作成援助を決定した事件の控訴審等の件数である。

第2　法テラスに関わってこられた方々のインタビュー

法テラスは、令和8年4月10日に設立から20年、同年10月2日に業務開始から20年を迎えた。この節目に、これまでの歩みを振り返り、司法サービスの一層の充実を目指して、同年2月24日に記念式典を開催した。

式典では、常勤弁護士による活動報告、法的ニーズ調査の中間報告、次の10年を見据えた「法テラスビジョン2035」の中間報告等を行った。

あわせて、法テラスのこれまでの活動等を紹介する写真や新聞記事、業務の現況説明、法テラスに関わってこられた方々のインタビュー記事や寄稿文からなる冊子を配布した。今回、その中からインタビュー記事部分の抜粋・要約を掲載する。



20周年式典の様子


会場に設置した地域事務所の紹介パネル

法テラス第3代理事長
梶谷 剛（かじたに ごう）　弁護士



私は、日本弁護士連合会事務次長、副会長、会長として司法制度改革や法テラス設立に関わり、その後、法テラス理事長として初代金平輝子理事長、第2代寺井一弘理事長のあとを受けて法テラスの運営に携わってきました。

理事長としては、何よりも「人」を重視しました。法テラスは困っている人を「救済してあげる」というより、一人ひとりが本来持つ権利を実現するための支援機関です。その理念を共有し、市民に寄り添える職員集団をつくることが不可欠だと考えました。また、私が理事長に就任したのは東日本大震災発生直後であり、法テラス全体で被災者支援に取り組む必要があると考えました。震災により業務を中断していた仙台のコールセンターの再開や「法テラス災害ダイヤル」の開設、被災地への出張所の設置などを進め、多職種と連携したワンストップ相談体制を整備しました。通常業務に加え、膨大な震災支援をやり遂げた職員の力には深く感銘を受けました。

この間、法テラスは社会にとって必要不可欠な組織として定着しました。しかし、司法とは派手な成果を誇る分野ではなく、一つひとつの事案に誠実に向き合うことの積み重ねが信頼につながる世界です。20年の濃密な歴史を経て、これから更なる成長期に入ります。役職員一人ひとりが「今すぐ結果が出なくても、必ず信頼は累積していく」という気持ちで取り組むことが、法テラスの未来を創るのだと思います。また、法テラスの仕事は単独では成立しません。関係団体や自治体、多くの人の信頼と協力がなければ、支援を届けることはできません。力は足し算ではなく、協働によって何倍にも広がります。そのような連携がこれからますます必要になると考えています。

法テラス第4代理事長
宮崎 誠（みやざき まこと） 弁護士



私は、日本弁護士連合会の副会長、日本司法支援センター推進本部長代行、そして会長として、司法制度改革や法テラス設立に関わってきました。

その後、法テラス理事長として、多くの業務拡大に携わりました。国選付添対象事件の拡大や、特定援助対象者法律相談援助、被災者法律相談援助、DV等被害者への法律相談援助など、新しい業務はいずれも社会的に必要なものであり、誇りを持って取り組みましたが、予算・人員・研修など課題は非常に大きなものでした。平成28年熊本地震の際には早期に現地入りし、被災した職員やスタッフ弁護士を励ましながら、弁護士会や司法書士会と連携して支援の道筋を整えました。

また、司法ソーシャルワークの取組も推進しました。これは、志のあるスタッフ弁護士が福祉機関と連携し、司法にアクセスできない方々の所に積極的に出向いてニーズを掘り起こす活動として発展してきたものであり、法テラスにとって極めて重要な取組だと考えています。

理事長として重視したのは、人材の確保と育成、そして何より国民からの信頼です。職員やスタッフ弁護士は、未成熟だった組織を次第に高いレベルへ引き上げ、業務を確実に遂行してくれました。その姿勢には深く感心しています。私自身は振り返れば反省の連続でしたが、「何かあれば法テラスに相談しよう」と言ってもらえる組織へ成長していったことには、やわらかな満足感を覚えています。

今後も困難はあるかもしれませんが、法テラスには国民目線で丁寧に支援を続け、各地の司法ソーシャルワークも更に強化し、活動を磨き続けてほしいと思います。

法テラス第5代理事長
板東 久美子（ばんどう くみこ） 日本赤十字社常任理事



私は、文部科学省で法科大学院制度の受け皿となる「専門職大学院」の制度設計に携わりました。その後、高等教育局長として法務省とも協力しながら、志願者減少などの課題に直面する法科大学院の「正常化」に向けた議論を重ね、その中で、日本弁護士連合会の方々や、後に法テラスに携わる方々とのつながりが生まれました。

ただ、理事長就任前は、法テラスに深い馴染みがあったわけではありませんでした。民事法律扶助のイメージが強く、国選弁護や犯罪被害者支援など、司法アクセスの中心的役割を果たしている組織であることを十分には理解していなかったのです。しかし、被疑者国選弁護の対象拡大なども、法テラスという受け皿がなければ成り立たない仕組みであり、国民にとって不可欠な存在であることを、就任後に改めて認識しました。

理事長として最も重視したのは、「国民の視点」を組織に取り入れることでした。利用者の立場から見て、本当に必要な支援が届いているのか検証し続けることが役割と考え、全国の事務所を訪ね、現場の声を直接聞き、多様な人材が力を発揮できる体制づくりに取り組みました。コロナ禍では、電話・オンライン相談への転換を進めるなど、法テラスが変化に対応できる組織であることを示せました。また、西日本豪雨や令和元年台風19号などの災害対応、司法ソーシャルワークの取組を通じて、多くの機関と継続的に連携できる枠組みを築いていくことが不可欠だと痛感しました。

法テラスの役職員は、今、時代の転換期にあることを前向きに捉え、「必要な変化には積極的に声を上げる」という姿勢を大切にしてほしいと思います。

元検事総長
但木 敬一（ただき けいいち） 弁護士



私は、司法制度改革審議会が内閣に設置された当時、法務省の官房長を務めていました。当初、審議会では民事事件に関する議論が中心になると思っていました。しかし実際には、刑事事件への国民参加をはじめ、司法の在り方そのものに踏み込む大きな議論へと発展しました。制度の根幹に関わる問題が次々と提起され、当初想定していた以上の迫力と広がりを生んだ。そこに改革の意義があったと思います。

日本では、司法は生活から遠く、特に経済的に厳しい人ほど司法にアクセスしにくい状況がありました。しかし一連の改革を経て、司法の存在が社会の中で可視化され、紛争をルールに基づいて解決するという意識が広がりました。人権をめぐる様々な課題が表に出てきたのも、国民の意識の変化によるものだと思います。

その後、法務事務次官として、総合法律支援法の立法や法テラスの設立にも関わりました。法律扶助制度は、「支援が必要な人を助ける制度」から「国民が当然に享受すべき権利としての制度」へと再構築されました。法テラスは、誰もが公平に司法支援を受けられる仕組みを全国で整備し、司法制度改革の理念を具体的なサービスとして社会に届ける役割を担ってきたと思います。

今後も、国民の声を最前線で受け止め、司法への「正しい入口」を示す役割を果たすことによって、司法をもっと人々の生活に身近に寄り添う存在にしてほしいと思います。

元最高裁判所長官
寺田 逸郎（てらだ いつろう） 法務省特別顧問



私は、法務省の司法法制部長という立場で、総合法律支援法の立法作業や法テラスの設立に関わりました。法テラス構想の最大のメリットは、情報提供、相談、訴訟支援などを一体として機能させることで、問題の総合的な解決が見込める点にありました。民事法律扶助から公的刑事弁護までを一つの組織で担う例は世界的に見ても珍しく、実現への不安は大きいものでしたが、様々な組織から集まった関係者が、悩みや不安を抱えながら努力を重ねてくれました。

法テラスは設立後も、犯罪被害者支援の拡充や災害時対応など、社会的弱者をめぐる多くの分野に取り組み、役割を大きく広げてきました。これは組織として非常に望ましいことですが、その分、現場は大変で精神的負担も大きいため、「自分の仕事がどう社会に生きているのか」を実感できる仕組みが必要だと思います。

組織が安定期に入り、「水平飛行」に入った後、さらに発展させるのは容易ではありません。しかし、社会の変化を最も早く察知できる機関の一つが法テラスです。多くの相談が集まる、いわば「情報の宝庫」です。そこで得られた課題や声を、次の社会の見直しにつなげることができれば、法テラスの価値はさらに高まるのではないでしょうか。新しい課題が次々に現れる時代ですが、ぜひ挑戦を続けてほしいと思っています。

第３　「法テラスビジョン 2035」の策定

１　ビジョン策定経緯

法テラスが設立されて20年という節目を機に、「法テラスビジョン2035」を策定した。この「法テラスビジョン2035」は、法テラスの現状と将来について全ての職員を対象にアンケートを実施し、その回答を基に職員の想いを結集して作り上げたものであり、これまでの歩みを振り返った上で、次の10年を見据えて取り組むべき課題や目指す姿を示している。

２　各ビジョンの趣旨について

全体テーマを設定した上で、４つのビジョンにまとめ、それぞれのビジョンにおいて以下の取組例を作成した。これら４つのビジョンに優位性や重要性の順序はない。

全体テーマ　あなたと司法の架け橋

全体テーマとして、「あなたと司法の架け橋」という、広報活動でも広く使用している言葉を採用した。法テラス運営理念にある「すべての人と司法を結ぶ架け橋」を、自身のこととして体現していくために考えたものが今回のビジョンである。

法を身近に、一人ひとりの安心を支えていきます

- トラブルを未然に防ぐことができるよう法的なものの見方や考え方を広げていく。
- 必要な情報を提供することにより、一人ひとりが解決に向かって進めるようサポートしていく。

今後10年の間で、人口減少・少子高齢化に伴う社会構造の変化が生じ、様々な問題が複雑化・困難化していくことが考えられる。そのような中でも、「一人ひとり」が大切な人生を安心して暮らしていくことのできる社会となるように、法的なものの見方や考え方を広げていき、トラブルに対する未然の防止や、お困りの方が必要としている情報を適切に提供して、解決に向けたサポートをしていく。

誰も取り残さないようなネットワークを築いていきます

- 幅広い分野の関係機関と専門性の高いネットワークを構築・拡大し、ワンストップ型の支援を目指す。
- 地域の困りごとや法的ニーズに積極的にアプローチしていく。
- 災害時においても正しい情報や必要な支援が届く仕組みや体制を平時から整える。
- 「支え手」を法の力で支える取組を進めていく。

都市部への人口集中が一層進むなどの人口動態の変化により、地域間で格差を伴う司法アクセス障害が広がるおそれがあるところ、そのような状況下であっても誰も取り残さないような支援を実現していくために、平時から司法のみならず幅広い分野の関係機関と専門性の高い連携を構築し、法テラス単独では対応困難な課題にも関係機関と協働することで隙間のない支援の実現を図る。そのような関係性が構築できるよう、多くの「支え手」を法の力で支える取組を進めていく。

もっと利用しやすく、もっと便利なサービスにしていきます

- すべての人にわかりやすく、利用しやすいサービスを届けていく。
- 対面での対応の充実と、オンライン手続の拡大を目指す。
- 進化するデジタル技術を活用したデータ分析を行うなどして、主体的に企画立案を行う。

法テラスがこれまで担ってきた業務についても、もっと利用しやすく、もっと便利なサービスにしていくために、引き続き、現場における人と人との密なコミュニケーションを大事にするとともに、オンライン手続の拡大や利便性の向上に努めていく。さらには、進化するデジタル技術を活用し、法テラスの有する各種のデータについて分析を行うなどして、多様化する法的ニーズに的確に対応できるよう主体的な企画立案を行っていく。

すべての人に「あってよかった」を広げていきます

- 社会からさらに理解され、信頼されるよう、業務や取組の重要性を発信する。
- 職員が誇りをもって活き活きと働き、途切れることなくサービスを提供できる組織体制を維持・強化する。

地域における支援のネットワーク構築に努め、更なる利便性の向上等を通じて、司法アクセス向上を目指す。全ての人から「あってよかった」と思われる組織になるために、今後も、必要とされる法的支援を届け続け、法テラスの存在意義や取組の重要性が伝わる事例等を積極的に発信し、認知度と信頼性の向上につなげ、国民等の理解を得ていく。また、外部だけではなく職員に対しても適切に発信していくことで、誇りをもって活き活きと働くことのできる組織体制を維持・強化していく。

3　ビジョンロゴ

「法テラスビジョン2035」の策定にあたり、このビジョンを象徴するロゴについて、全役職員から案を募集し、投票により決定した。

このビジョンロゴは、「心のリボン」をイメージしており、「リボンのように結ぶ・つなぐ、そして、温かさ・やさしさで丸く包み込むような法テラスでありたい」「お困りの方がこのロゴをパッと見た時に、少しでも明るい気持ちになってほしい」という想いを込めている。

